

# 第2期

## 袋井市子ども・子育て支援事業計画

(袋井市次世代育成支援行動計画)

(袋井市子どもの貧困対策計画)

みんなで支え合い、子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまち  
～ 子育てするなら ふくろいで ～



令和2年3月  
袋井市

## 1. 計画策定の背景と趣旨

少子・高齢化の進展、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、共働き世帯の増加等により保育ニーズは年々増加し、保育所等における待機児童の解消が喫緊の課題となっています。

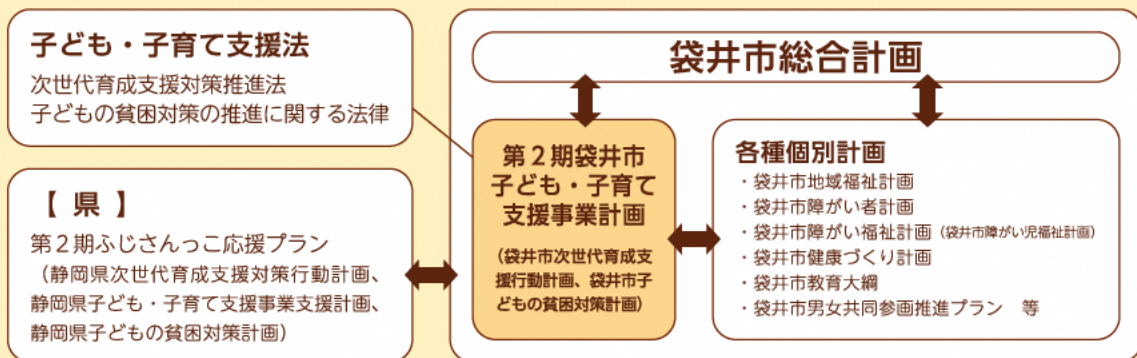
さらに、幼児教育・保育の無償化によって、ますます保育ニーズが高まることが予測される中、放課後児童クラブも同様にニーズが増加しており、就学後における待機児童対策も急務となっています。

袋井市においては、「袋井市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、「第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢の変化に対応しつつ、各分野の個別計画における取組と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画を継承するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策についての計画も一体的な計画として推進していきます。

さらに、袋井市総合計画を上位計画とし、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付け、各種関連計画との整合を図ります。



## 3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間とします。

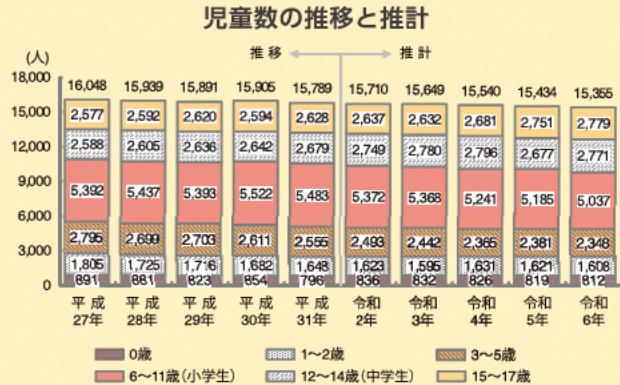
また、中間年度には、必要に応じて計画の見直し(★)を行います。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
袋井市子ども・子育て支援事業計画					第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画				
		★					★		

## 4. 子ども・子育てを取り巻く現状

### (1) 児童数の推移と推計

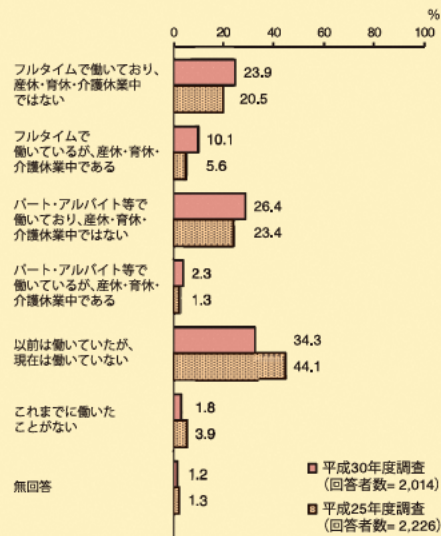
本市の18歳までの児童数の推移をみると、年々減少傾向にあり、平成31年で15,789人となっています。児童数は、今後年々減少していくと見込んでおり、令和6年では15,355人となり、特に小学生以下で年々減少すると予測しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 ※推計人口は平成27年～平成31年の住民基本台帳を用いてコーホート変化率法により計算したもの）

### (2) 母親の就労状況

「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が34.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中である」の割合が26.4%、「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.9%、「パート・アルバイト等で働いているが、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.4%、「パート・アルバイト等で働いているが、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が2.3%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が1.3%、「これまでに働いたことがない」の割合が1.8%、「無回答」の割合が1.2%、「無回答」の割合が1.3%となっています。



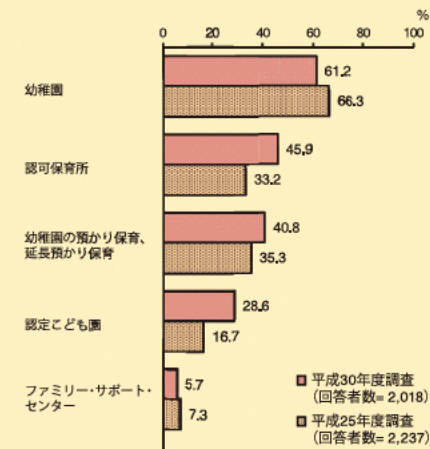
資料：第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画策定にあたってのアンケート調査

### (3) 平日利用したい教育・保育事業(複数回答可)

「幼稚園」の割合が61.2%、「認可保育所」の割合が45.9%、「幼稚園の預かり保育、延長預かり保育」の割合が40.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育、延長預かり保育」「認可保育所」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」の割合が減少しています。

女性の就労率の上昇等から、「認可保育所」「幼稚園の預かり保育、延長預かり保育」「認定こども園」等の保育ニーズが高まっていることが考えられます。



資料：第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画策定にあたってのアンケート調査

## 5. 計画の体系

[ 基本理念 ] [ 基本的な視点 ]

[ 基本方針 ]

[ 基本施策 ]

みんなで支え合い、子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまち

子育てするならふくろい

・子どもの育ちの視点 ・親としての育ちの視点 ・家族のつながりを深める視点 ・地域での支え合いの視点

1 子どものすこやかな育ちと保護者の子育てを支援するまち

- (1) 母と子どもの健康の確保と増進
- (2) 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援の充実
- (3) 就学前教育・保育施設の拡充
- (4) 就学前教育・保育における体制の確保と質の向上
- (5) 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校の連携

2 地域で人と人がつながり、安心して子育てできるまち

- (1) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- (2) 配慮が必要な子ども・家庭への支援
- (3) 外国人家庭への子育て支援
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) 子どもの貧困対策の推進
- (6) 地域における子育て支援活動の充実
- (7) 放課後の子どもの居場所づくりの推進

3 子育てと仕事が両立できるまち

- (1) 働き続けられる職場の環境づくり
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

## 6. 施策の展開

### 基本方針1 子どものすこやかな育ちと保護者の子育てを支援するまち

#### 基本施策(1) 母と子どもの健康の確保と増進

【主要事業・取組】・親子(母子)健康手帳の交付・妊婦健康診査事業・乳児家庭全戸訪問事業 など

#### 基本施策(2) 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援の充実

【主要事業・取組】・相談体制の充実・養育支援訪問事業

#### 基本施策(3) 就学前教育・保育施設の拡充

【主要事業・取組】・保育の受入児童数の拡充・幼保一元化の推進 など

#### 基本施策(4) 就学前教育・保育における体制の確保と質の向上

【主要事業・取組】・一時預かり事業・時間外保育事業(延長保育事業)・幼児教育センターの整備 など

#### 基本施策(5) 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校の連携

【主要事業・取組】・幼小中一貫教育の推進・就学前教育及び幼小接続の充実

### 基本方針2 地域で人と人がつながり、安心して子育てできるまち

#### 基本施策(1) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

【主要事業・取組】・子育て総合情報の提供・家庭教育力の向上 など

#### 基本施策(2) 配慮が必要な子ども・家庭への支援

【主要事業・取組】・早期療育システムの推進・子ども支援トータルサポートの充実 など

#### 基本施策(3) 外国人家庭への子育て支援

【主要事業・取組】・外国人園児支援事業・外国人児童生徒支援事業

#### 基本施策(4) 児童虐待防止対策の充実

【主要事業・取組】・児童虐待を防止するネットワークづくり・虐待を受けた子どもの見守り など

#### 基本施策(5) 子どもの貧困対策の推進

【主要事業・取組】

〈教育の支援〉・学習支援事業・就学援助事業 〈生活の支援〉・相談体制の充実・フードバンク事業 など

〈保護者の就労支援〉・生活困窮者の就労支援・ひとり親の就業の促進

〈経済的な支援〉・生活保護費の支給・保育料の負担軽減 など

#### 基本施策(6) 地域における子育て支援活動の充実

【主要事業・取組】・子育て支援拠点施設の運営・ファミリー・サポート・センター事業・子育て短期支援事業 など

#### 基本施策(7) 放課後の子どもの居場所づくりの推進

【主要事業・取組】・放課後児童クラブの充実・放課後子ども教室の実施 など

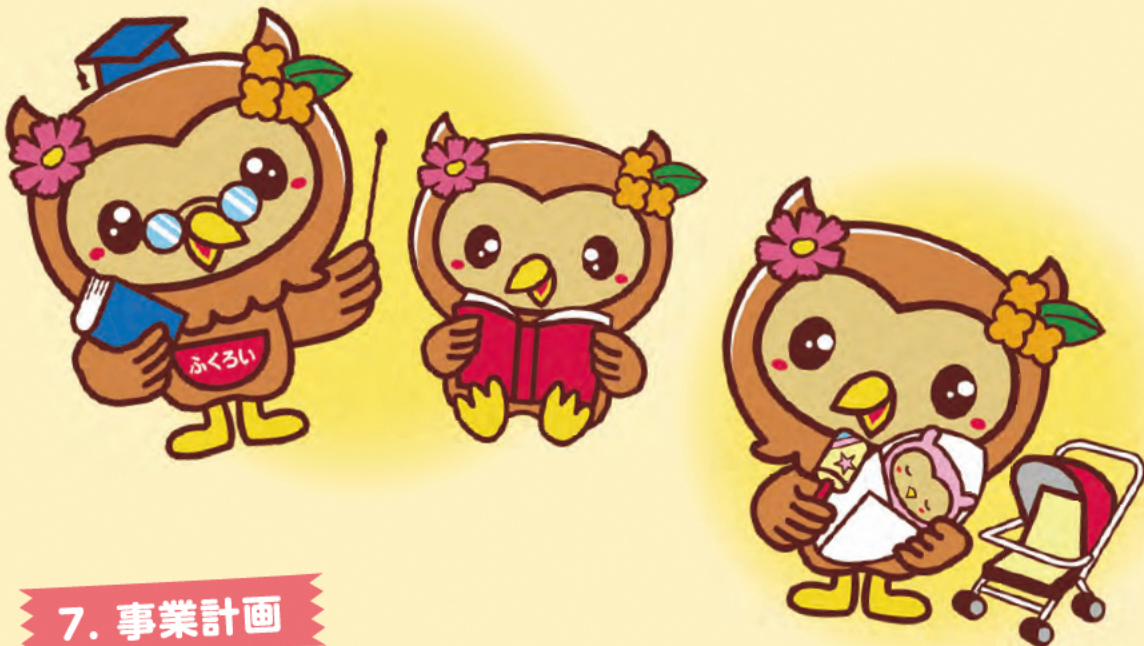
### 基本方針3 子育てと仕事が両立できるまち

#### 基本施策(1) 働き続けられる職場の環境づくり

【主要事業・取組】・企業主導型保育施設や事業所内保育施設の新設推進 ・病児・病後児保育事業 など

#### 基本施策(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

【主要事業・取組】・働き方の見直しと子育て家庭に優しい職場づくりの啓発 ・男女共同参画意識の醸成



## 7. 事業計画

### (1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保量

#### 給付対象児童の認定区分

年 齢	保育の必要性なし	保育の必要性あり
3～5歳児	【1号認定】	【2号認定】
0～2歳児	—	【3号認定】

単位:人

	区 分	実 績	推 計				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	1,562	1,130	1,050	970	930	870
	確保量		2,451	2,256	2,004	1,879	1,724
2号認定	量の見込み	880	1,300	1,320	1,330	1,380	1,410
	確保量		1,425	1,536	1,692	1,773	1,848
3号認定 (0歳)	量の見込み	88	195	195	195	190	190
	確保量		200	225	231	237	240
3号認定 (1・2歳)	量の見込み	713	745	775	835	870	905
	確保量		749	859	871	895	911

・1号認定の実績は令和元年5月1日現在、幼稚園の利用を希望する2号認定を含む

・2号認定・3号認定の実績は平成31年4月1日現在

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保量

事業	区分	実績	推計					
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
時間外保育事業 (延長保育事業)	■ 保護認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。							
	量の見込み	331	470	460	460	460	460	
	確保量	(人)	1,611	1,821	2,080	2,191	2,266	
放課後児童 健全育成事業 (放課後児童クラブ)	■ 保護者が就労や疾病等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。							
	量の見込み	1,099	1,395	1,510	1,575	1,630	1,725	
	確保量	(人)	1,607	1,697	1,757	1,807	1,807	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ)	■ 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で養育する事業です。							
	量の見込み	2	34	34	34	34	34	
	確保量	(延べ人数)	50	50	50	50	50	
地域子育て 支援拠点事業 (子育て支援センター)	■ 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。							
	量の見込み	94,235	95,100	93,900	95,000	94,400	93,600	
	確保量	(延べ人数)	7箇所	6箇所	7箇所	7箇所	7箇所	
一時預かり事業	■ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園・保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。							
	ア幼稚園型	量の見込み	76,673	78,000	76,400	74,000	74,400	73,400
		確保量	(延べ人数)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	イ幼稚園型 以外	量の見込み	1,112人	2,080	2,040	2,020	2,020	2,000
		確保量	(延べ人数)	8,880	8,880	10,080	10,080	10,080
病児・病後児 保育事業	■ 病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。							
	量の見込み	96	300	330	360	390	420	
	確保量	(延べ人数)	1,200	1,200	1,680	1,680	1,680	
子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)	■ 児童の預かり等の援助を受けたい者(依頼会員)と援助を行いたい者(協力会員)が会員登録し、お互いに助け合う事業です。							
	量の見込み	1,378	1,290	1,330	1,300	1,300	1,260	
	確保量	(延べ人数)	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
利用者支援事業	■ 基本型は子育て支援センターなど親子の身近な場所で子育てに関わる幅広い情報提供を行う事業です。 ■ 特定型は市役所などの窓口で、個々の状況にあった保育施設などの情報提供を行う事業です。 ■ 母子保健型は保健センターなど母子保健に関する施設で、保健師等が相談支援や情報提供を行う事業です。							
	量の見込み	2	2	2	2	2	2	
	確保量	(箇所)	2	2	2	2	2	

事業	区分	実績	推計				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康 診査事業	■ 母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康の保持、安全安心な出産を目的として健康診査を行う事業です。(妊婦健康診査14回分の費用の助成事業)						
	量の見込み	1,285 (人)	1,260	1,250	1,240	1,230	1,220
	確保方策		実施体制:21人 実施機関:総合健康センター、浅羽保健センター 委託団体等:静岡県医師会				
乳児家庭 全戸訪問事業	■ 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。						
	量の見込み	834 (人)	836	832	826	819	812
	確保方策		実施体制:15人 実施機関:総合健康センター、浅羽保健センター				
養育支援 訪問事業	■ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。						
	量の見込み	19 (延べ人数)	20	20	20	20	20
	確保方策		実施体制:14人 実施機関:しあわせ推進課、健康づくり課等				

## 8. 計画の推進

子ども・子育ての施策を市の重点課題と捉え、第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画の推進にあたり、計画の基本理念である「みんなで支え合い、子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまち」の実現に向けて、全庁的に取り組んでいきます。

事業を進めるにあたっては、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園、保育所、認定こども園などの子ども・子育て支援事業者や学校、企業、市民と連携して、多くの意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するほか、新たな課題についても、積極的に取り組んでいきます。

第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画に基づく取組や施策を推進するため、毎年度各事業の実績を点検し、「袋井市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の評価を行い、施策の改善につなげていきます。

### 第2期 袋井市子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

(袋井市次世代育成支援行動計画) (袋井市子どもの貧困対策計画)

令和2年3月発行 発行者:袋井市 編集:教育委員会すこやか子ども課

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1 [0538(44)3147・3157]